平成２６年（フ）第１５４５号
大阪府八尾市青山町２丁目10番13―202号、前住所大阪府八尾市教興寺２丁目68番　ロイヤルハイツ201号
債務者　郷原キヌ子
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５５２号
大阪府八尾市陽光園２丁目４番21―401号
債務者　大削　義弘
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５５４号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番７―1413号
債務者　熊谷　奈奈
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６号
島根県出雲市天神町826番地５―124　県営アパート
債務者　樋野　秀夫
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１３号
新潟県南魚沼市六日町2345番地１、申立時の住所新潟県南魚沼市六日町798番地２　山重荘１号
債務者　松井　美幸
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
新潟県長岡市小国町新町198番地３、前住所新潟県柏崎市大字安田1799番地２　コーポ田原103
債務者　山内　茂明
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
新潟県魚沼市四日町300番地
債務者　雪野　吉徳
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
新潟県長岡市川崎３丁目2390番地11　サティー２Ｂ号室
債務者　佐藤　恒一
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４３号
新潟県長岡市城岡３丁目４番３号
債務者　梅澤　裕子
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
新潟県長岡市吉崎985番地109　サン・コーポラス三島104号
債務者　重野　美江
1　決定年月日時　平成26年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
三重県伊勢市神久５丁目８番31号
債務者　森　　郁也
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
三重県伊勢市神久５丁目８番31号
債務者　森　　文香
1　決定年月日時　平成26年４月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
埼玉県久喜市久喜東５丁目３番10号　マリオン102号、旧住所埼玉県幸手市中５丁目７番11号
債務者　中山奈津代
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５７号
埼玉県久喜市青毛３丁目３番地３　ケープヒルズⅡ102
債務者　吉田　政利
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２５８号
埼玉県久喜市青毛３丁目３番地３　ケープヒルズⅡ102
債務者　吉田　弥生
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２７１号
さいたま市岩槻区諏訪３丁目３番地　５号109
債務者　吉田　義弘
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
埼玉県久喜市古久喜931番地１　ヴィラージュ久喜101号室
債務者　大崎　英彦
1　決定年月日時　平成26年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係